

出張業務開始届

概要説明	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の3に基づき、個人が出張業務のみにより施術を行う場合に行う届出書です。
提出書類	1 出張業務開始届（様式第4号） 2 施術者の資格免許証の写し（原本確認） 3 施術者の顔写真付きの身分証明書の写し（本人確認） それぞれ2部（押印は不要です） （保健所の受付印を押印した物を1部お返しします）
受付期間	開始日～開始後10日以内
受付窓口	下関市立下関保健所保健医療政策課
お問い合わせ先	下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 （〒750-8521 下関市南部町1番1号） TEL；(083)231-1711 FAX；(083)231-1376
手数料	—
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・ 施術者の資格免許証の原本確認を実施しますので、届出時にお持ちください。・ 施術者の本人確認を実施しますので、届出時に顔写真付きの身分証明書をお持ちの上、ご来庁ください。